

図書購入に係る基本契約書

令和8年度滋賀県立看護専門学校の図書の購入について、滋賀県知事 三日月大造 を甲とし、 を乙として、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

第1条 乙は、甲が発注する下記の図書を納入するものとする。

- (1) 専門図書（医学および看護関係）
- (2) 一般図書

第2条 乙は、甲が発注した図書を、定価の . %引きで納入するものとする。

第3条 本契約の契約期間、甲が発注した図書の納入期限、納入場所および契約保証金については、次のとおりとする。

- (1) 契約期間 令和8年 月 日から令和9年3月31日まで
- (2) 納入期限 甲が発注した日から2か月以内で、かつ令和9年3月31日までとする。
- (3) 納入場所 滋賀県長浜市八幡東町525-1
滋賀県立看護専門学校 図書室
- (4) 契約保証金 免除

第4条 乙は、この契約で生じる権利、義務を第三者に譲渡または承継してはならない。ただし、甲の承諾があった場合は、この限りでない。

第5条 甲が発注した図書について、納入期限内の納入が不可能な場合、または定価に変動があった場合、乙は1か月以内にその理由を付して、甲に申し出なければならない。

第6条 納入した図書に、不良品または汚損品がある場合は、乙の責任において取り替えるものとする。ただし、汚損が甲の責任による場合は、この限りでない。

第7条 乙は、前月中に納入した分を取りまとめ、甲の検収の確認を得たうえ、その代金の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請求代金を支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による支払が遅れた場合には、乙は甲に対し、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

第8条 甲は、乙が次の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙の責任により、今後図書の納入の見込みがないとき。
- (2) 正当な事由がなく納入を著しく遅らせたとき。
- (3) 正当な事由がなく関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(5) 乙が正当な理由により、契約の解除を申し出たとき。

第9条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、前条第4号に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

第10条 乙は、この契約の履行に当たり第8条第4号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

第11条 乙は、図書納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

第12条 本契約に関し疑義が生じたときは、双方協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

第13条 この契約の締結に要する費用および物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

第14条 甲および乙は、この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、大津地方裁判所または大津簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第15条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）、その他の法令の定めるところによるものとする。

この契約の証として本契約書2通を作成し、当事者記名押印して、各自1通を保持するものとする。

令和8年 月 日

甲 大津市京町四丁目1-1

滋賀県知事 三日月大造

乙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。